

タクシー運転者の地理の試験

(タクシー業務適正化特別措置法第 49 条)

(1) 指定・登録基準

タクシー業務適正化特別措置法

(地理の試験)

第 48 条 国土交通大臣は、指定地域ごとに、国土交通省令で定めるところにより、タクシー運転者になろうとする者に対し、当該指定地域に係るタクシー事業の業務に必要な地理の試験を行う。

(試験事務の代行)

第 49 条 国土交通大臣は、申請により、適正化事業実施機関に前条第 1 項の試験の事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

4 国土交通大臣は、適正化事業実施機関が次の各号の一に該当するときは、試験事務を行わせてはならない。

- 一 次項において準用する第 23 条第 1 項又は第 24 条第 1 項の認可を受けた次項に違反して試験事務を行ったとき。
- 二 次項において準用する第 23 条第 3 項、第 26 条 2 項又は 28 条の規定による処分に違反したとき。

(2) 指定・登録法人

法人の名称 : 財団法人 東京タクシーセンター

指定・登録時期 : 昭和 45 年 8 月 1 日

法人の連絡先 : 東京都江東区南砂 7-3-3

指定・登録の理由 : タクシー業務適正化措置法に基づく指定登録機関の指定の申請があり、審査を行ったところ第 49 条第 4 項の各号の一に該当しないものと認められたため。

法人の名称 : 財団法人 大阪タクシーセンター

指定・登録時期 : 昭和 45 年 8 月 1 日

法人の連絡先 : 大阪府大阪市鶴見区鶴見 4-5-9

指定・登録の理由 : タクシー業務適正化措置法に基づく指定登録機関の指定の申請があり、審査を行ったところ第 49 条第 1 項の各号の一に該当しないものと認められたため。

(3) 指定・登録基準に係る問い合わせ、照会等

特になし

(4) 料金等と積算根拠

手数料額 2,800円

積算根拠 2,139円(人件費)+661円(物件費)=2,800円